

## 災害救助法適用地域およびその隣接する地域の皆さまに対する 電気料金等の特別措置について

平素より当社をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、国の定める災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域のお客さまを対象に、電気料金の支払い期日の延長などの特別措置を実施させていただいております。

特別措置をご希望されるお客さまは、大変恐れ入りますが、当社へお電話にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

なお、災害救助法の最新情報については

「内閣府発表 災害救助法の適用状況([http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html))」  
をご覧ください。

### 1. 対象となるお客様

国の定める災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧・高圧・特別高圧電気のご契約をいただいているお客さま(当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります)

### 2. お申込み方法

「内閣府発表 災害救助法の適用状況」にて、災害救助法が適用された日から翌月末までに、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

#### 【低圧(一般のご家庭等)のお客さま】

ENEOS Power 株式会社 電気特別措置 専用窓口 電話番号 0120-130-340 IP・国際電話などからは 0422-35-6521 (受付時間:午前9時～午後5時 [日曜・祝日・年末年始除く])
---

#### 【高圧(法人等)のお客さま】

ENEOS Power 株式会社 特別高圧・高圧電力お客さま窓口 電話番号 03-5144-5345 (受付時間:午前9時～午後5時20分 [土曜・日曜・祝日・年末年始除く])
--

### 3. 特別措置の内容

#### (1) お支払期日の延長

災害救助法が適用された日を含む月(以下、適用月)の電気料金を対象として、お支払期日を1ヵ月間延長いたします。ただし、請求金額が確定しており、適用月分の支払い期日の延長ができない場合は、適用月の翌月分のお支払い期日を1ヵ月間延長いたします。

また、お支払期日を延長した電気料金はその翌月分以降の電気料金と合算してご請求させていただきます場合があります。

#### (2) 基本料金の免除

被災にともない、適用月分のご使用電力量が0キロワット時である場合には、適用月分の基本料金を免除いたします。ただし、請求金額が確定しており、適用月分の基本料金の免除ができないお客さまは、対象月の翌月以後の電気料金から控除させていただきます。

#### (3) にねん とく<sup>2</sup>割の解約手数料の免除

災害救助法が適用された日から翌月末までにご解約された場合、にねん とく<sup>2</sup>割の解約手数料を免除いたします。